

議案第 78 号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

市長公室政策企画課

1 改正理由

今後の地域共生社会に向けた仕組みづくりやこども施策の推進、老朽化する公共施設の更新や維持管理などに対応するため、定数条例で定める部局ごとの職員数の上限について改正を行う。

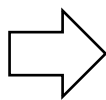
内容としては、市長の事務部局を現行の 643 人から 39 人増やし 682 人とするもので、その他の部局の職員定数に変更はない。

これらの改正により、全部局を合計した職員定数は、830 人から 39 人増の 869 人となる。

なお、今回の改正は、令和 7 年 8 月に策定した職員定員管理方針の数値目標として掲げている増員の上限人数 30 人に、数値目標対象外としている保育士 9 人を加え、39 人増としたものである。

2 条例案の概要

部 局	現行定数
市長の事務部局の職員	643 人
議会の事務部局の職員	9 人
選挙管理委員会の事務部局の職員	4 人
監査委員の事務部局の職員	5 人
公平委員会の事務部局の職員	1 人
農業委員会の事務部局の職員	4 人
教育委員会の事務部局の職員	125 人
水道企業の事務部局の職員	39 人
計	830 人



部 局	改正後定数
市長の事務部局の職員	682 人
議会の事務部局の職員	9 人
選挙管理委員会の事務部局の職員	4 人
監査委員の事務部局の職員	5 人
公平委員会の事務部局の職員	1 人
農業委員会の事務部局の職員	4 人
教育委員会の事務部局の職員	125 人
公営企業の事務部局の職員	39 人
計	869 人

※網掛け部分を変更

3 施行日

公布の日から施行する。

担当

市長公室政策企画課政策企画係

電話 463-3089